北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議設置要領

平成17年3月31日

北 海 道 経 済 産 業 局 北海道地区環境対策調査官事務所 (現 北海道地方環境事務所)

1. 目的及び設置

地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換・共有や、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめ地域の地球温暖化対策に関する自主的な取り組みを促進するため、北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議(以下「推進会議」)を設置する。

2. 活動内容

推進会議においては、以下の活動を行う。

- (1)関係者間の情報交換・共有・課題の洗い出し
- (2)客観的な実態把握(基礎となるデータの提供)
- (3)地域の地球温暖化対策に係る計画策定・プロジェクト実現化等の支援

3. 組織

推進会議の構成員は、国の地方支分部局、域内の地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、NGOなどで構成される。

- (1)構成員については、別表に掲げる者とする。
- (2)推進会議には、必要に応じてその他の関係者を参加させることが出来る。
- (3)推進会議に議長を置く。
- ①議長は推進会議の構成員の中から互選する。
- ②議長に事故あるときは、あらかじめその指名する構成員が代理する。

4. 会議の開催等

推進会議は年1回程度開催することとし、必要に応じ会議のもとに幹事会、分科会、ワーキンググループを設けることができる。

5. 事務局

推進会議の事務局は、北海道経済産業局、北海道地区環境対策調査官事務所(現 北海道地方環境事務所)とし、会議の運営について、北海道開発局、北海道運輸局が協力する。

(注) 北海道地区環境対策調査官事務所は、平成17年10月1日に名称を「北海道地方環境事務所」へ変更しています。